

東彼杵町条例第39号

東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3 3条の10 <u>第1項</u> 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3 3条の10_____各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。